

仕様書

1 業務の名称

大津市立小中学校の机及び椅子の収集運搬及び処分業務

2 委託期間

契約締結日から令和 7 年 8 月 2 2 日まで

3 業務の目的

令和 7 年度より実施する大津市立小中学校の児童、生徒用の机及び椅子（以下「机等」という。）の新 JIS 規格への年次更新に伴い、今年度の対象校で発生した廃棄する旧 JIS 規格の机等について、各排出場所の排出施設から処理を確実にできると認められる中間処分業者施設まで収集運搬し、適正な処理を行うことで学校の衛生的な生活環境の維持を図る。

4 業務の内容

対象校の大津市立小中学校 5 校で発生した廃棄する机等について、更新日の令和 7 年 8 月 7 日までに委託者が指定する排出場所で収集及び積込を行い、中間処分業者施設にて適正に処理する。

5 産業廃棄物の排出場所

大津市立小中学校 5 校

（学校名及び所在地、電話番号は、以下のとおりである。）

学校名	所在地	電話番号
大津市立和邇小学校	大津市和邇中 1 9 0	077-594-0012
大津市立仰木の里東小学校	大津市仰木の里東六丁目 1 - 1	077-574-2245
大津市立上田上小学校	大津市平野一丁目 1 8 - 5	077-549-0011
大津市立石山中学校	大津市平津一丁目 2 3 - 1	077-537-0070
大津市立田上中学校	大津市新免一丁目 1 - 1 2	077-549-0022

6 排出対象物品及び排出設備等

別紙 1 のとおりである。

7 産業廃棄物の適正処理に必要な情報

品名	混合廃棄物
性状及び荷姿	固形・バラ

通常の保管状況下での性状変化	無し
混合等により生ずる変化	無し
JISC0950 に規定する 含有マークの表示に関する事項	無し
その他取り扱いの注意事項	無し

8 搬出運搬区間

各校が指定する排出設備（別紙 1 参照）から中間処分業者施設までとする。

9 収集の日程及び時間

委託者の指示に基づき、対象校の夏季休業開始日から机等の年次更新の前日である令和 7 年 8 月 7 日までに作業を行うこと。

収集日は、土日を除く平日のいずれかとし、委託者と受託者が協議して定めるものとする。なお、収集時間は原則として 9 時から 17 時とする。

収集日時の協議について、受託者は予め搬入先と調整を行った上で、収集ルート及び収集時刻を示した予定表を作成し、委託者に提出すること。

委託者は各排出場所（以下「各校」という。）と受託者間の日程調整を行い、各校あて収集日時の通知を行うこと。

10 収集日時の変更等について

前項にて決定した収集日時について、変更が生じた場合は、委託者、受託者及び対象校にて再度日程を調整すること。

収集日当日の天候や交通事情により、到着予定時刻が著しく変動する見込みとなる場合、受託者は速やかに委託者及び対象校に対して電話により連絡すること。

11 収集運搬車両

収集運搬車両は、ごみが飛散したり、悪臭が漏れたりする恐れのないものを使用すること。

12 収集運搬車両の運行

各校への進入経路等は、委託者の指示に従い、安全に留意すること。収集運搬車両は委託者が指定した場所に駐車すること。また、収集運搬車両への積み込みについては速やかに実施し、来校者への安全対策には十分に配慮すること。

13 人員

受託者は、本業務を適正に履行するために必要な人員を配置すること。

また、業務中は委託者からの連絡が常にとれるよう、事務所等に人員を配置すること。

14 経費等の負担

本業務を行うために必要な経費等（処分費、マニフェスト代含む）は、すべて受託者の負担とする。

15 業務要領

- (1) 作業実施日のうちに、搬出された机等を全て収集し、積替えを行うことなく、搬入先まで全量を運搬すること。車両の故障、交通渋滞等やむをえない理由により当日中の運搬が出来なくなったときは、受託者が搬入先と調整の上、原則翌日に速やかに搬入を行い、委託者に報告すること。
- (2) 業務中に事故等緊急の事態が生じたときは、直ちに必要な措置をとるとともに、委託者に連絡すること。
- (3) その他不測の事態が生じた場合は委託者と協議し、その指示に従うこと。

16 業務の完了報告

受託者は収集運搬日の業務実績を記録し、本業務の処理について、マニフェストを作成して、業務完了後速やかに本市に報告すること。

なお、業務の完了報告の期日は令和7年8月22日までとする。

17 委託料の請求

委託者は、業務の完了報告を確認した後、受託者の請求に基づき本業務の委託料を一括にして支払うもの。

18 法令順守

本業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条に定める収集及び運搬の基準その他関係法令を遵守すること。

19 その他

- (1) 委託者は、本業務の処理に関して、特に必要があると認めた事項をその都度、受託者に指示することができる。この場合において、受託者は、当該指示に従わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項または仕様に疑義が生じた場合は、関係法令に従い、その都度、委託者と受託者が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。